

サシバエ対策協会規約

(名称)

第1条 当部会は、サシバエ対策協会(以下サシ対協)とする。

(組織)

第2条 正協会員

畜舎において、サシバエを主とする害虫駆除並びにそれらの予防を自ら施工、指導する組合、事業主、専従者、従業員をもって組織をする。

準協会員

畜舎において、サシバエを主とする害虫駆除並びにそれらの予防活動に賛同する組合、事業主、専従者、従業員をもって組織をする。

(目的)

第3条 サシバエ対策協会の事業活動方針に則り、健全な畜舎害虫対策の発展に寄与すると共に、薬剤、散布方法等の知識を習得し健全な企業の発展に資する。併せて協会員相互間の親睦を図り、企業の繁栄と中小企業の地位向上を図ることを目的とする。

(事務局)

第4条 当部会の事務局は、会員持ち回りとし、その年のサシバエサミット開催地に置く。

(事業)

第5条 当部会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 年に一度、全国各地の会員が1か所に集まり、「サシバエサミット」を行う。
- 2 各地の青年部との相互連携と情報交換し親睦を行う。
- 3 害虫の生態、薬剤、散布方法などに関する各種研修会、講習会の開催。
- 4 サシ対協会員の親睦を図るためレクリエーション等の開催。
- 5 その他当協会の目的達成するために必要な事業を行う。

(役員)

第6条 当部会に次の役員をおき、総会において選任する。

- 1 協会長 1名
- 2 副協会長 2名
- 3 理事 若干名
- 4 監事 1名

(役員の仕事)

第7条 部会長は、当協会を代表し、その一切の業務を統括すると共にサシバエ対策協会の理事となる。

2 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときはこれを代行する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とし、再任は妨げない。

ただし、仕事の途中において就任した場合はその残任期間とする。

会長、監事の仕事は2年とし、連続2期までとする。

ただし、仕事の途中において就任した場合はその残任期間とする。

(会議)

第9条 当部会の会議は総会と役員会とし、部会長が召集しその議長となる。

2 総会は毎年1回開催し、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が採決する。

3 役員会は、必要に応じて開催する。

(運営費)

第10条 当部会の部費は、毎年納入するものとし、その額は総会において決定する、

第11条 当部会の運営費は、部会費とその他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第12条 当部会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(付則)

1. この規約は令和4年4月1日より施行する。

規約第6条 第1期 役員(2022年4月1日～24年3月31日)

協会長 株式会社ジョイン代表取締役 細谷 昌弘

副協会長 庄蔵商店 代表 狩野 高志

副協会長 サシバエ研究所 関西代表 地濃 辰一

監事 サシバエ研究所 代表 橋本 洋輔

理事 株式会社ジョイン九州代表取締役 中本 大介

規約第10条に定める会費規定

1. 協会費の年額は正協会員 20,000 円とする。

ただし年の途中に加入するもののその年度の会費は次の通りとする。

(1) 4月1日から9月末日までに加入するものの会費は、年額の全額

(2) 10月1日から翌年3月末日までに加入するものの会費は年額の2分の1
準協会員の会費は、年額 50,000 円とする。

2. 部会員の会費の納期は、毎年6月とする。ただし、年の途中に加入するものの年度の会費については加入のときとする。